

自主的避難等対象区域（福島市）において私立保育園を経営していた申立人について、原発事故による避難により入所児童が減少した結果、保育園を移転せざるを得なくなったとして、移転に伴う設備の解体費用及び移転費用並びに平成25年1月分から平成26年3月分までの逸失利益（原発事故の影響割合は、平成25年は7割、平成26年は6割）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の財物損害について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

営業損害（逸失利益）	金5,563,505円
追加的費用（建物解体費用）	金940,000円
追加的費用（事務所移転費用）	金1,243,870円
本和解仲介に関する弁護士費用	金232,422円
期 間 自 平成25年1月1日	至 同26年12月31日

第2 損害額の確認

申立人と被申立人は、本件和解仲介に関する損害額が、前項記載の損害項目について金7,979,797円であることを相互に確認する。

第3 既払金及び既払金の清算

- 1 申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、金2,408,541円を支払い済みであることを相互に確認する。
- 2 申立人と被申立人は、前項の既払金2,408,541円については、第1項記載の損害項目の支払いに充当する方法にて清算する。

第4 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目については、和解金として、第2項の金7,979,797円から、第3項記載の既払金2,408,541円を控除した残額である金5,571,256円の支払義務があることを認める。

第5 支払方法

（省略）

第6 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人

が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年2月17日

（仲介委員 若林弘樹）